樹木のせん定作業のある業務の入札に参加される方へ

平成２５年９月１７日

広島市都市整備局

緑化推進部公園整備課

樹木のせん定作業のある業務の入札参加資格について（お知らせ）

樹木のせん定作業のある業務（保守管理業務、支障木せん定その他業務等）の入札参加資格について、樹木せん定作業の品質の向上を図るため、履行期間の始期が平成２７年４月１日以後となる業務に、

広島市競争入札参加資格の「平成２５・２６年度建設工事競争入札参加資格者名簿」の工種として「造園」に登録されている者であること。

を追加します。

　ただし、平成２７・２８年度建設工事競争入札参加資格者名簿が作成されれば、平成２７・２８年度建設工事競争入札参加資格者名簿の工種として、造園に登録されている者であることとします。

このうち、街路樹のせん定作業のある業務の入札参加資格については、履行期間の始期が平成２７年４月１日以後となる業務から、

「一般社団法人日本造園建設業協会の認定する街路樹剪定士」かつ「職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士」の資格を有する被雇用者（直接的な雇用関係にあるものに限るが、同一人物である必要はない。）をせん定作業中常時、作業又は現場において指導にあたらせることができること。

に変更します。（入札に参加する場合は２種類の資格が必要となります。）

なお、現在の入札参加資格は、

「一般社団法人日本造園建設業協会の認定する街路樹剪定士」又は「職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士」の資格を有する被雇用者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）をせん定作業中常時、作業又は現場において指導にあたらせることができること。

としています。（履行期間の始期が平成２５年４月１日以後の業務に適用）